

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和6年度第1回 武蔵村山市行政不服審査会
開 催 日 時	令和6年4月24日(水) 10時30分 ～ 11時00分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：浅利隆文委員、小川和男委員、加園多大委員、 原田友則委員、比留間茂雄委員 欠席者：なし 事務局：総務契約課長、総務係長、総務係主事
報 告 事 項	行政不服審査制度（審査請求）における流れについて
議 題	(1) 武蔵村山市行政不服審査会会長の互選及び職務代行者の指名について (2) その他
結 論 (決定した方針、残 された問題点、保 留事項等を記載す る。)	議題1について：互選の結果、会長に加園委員、職務代理者に小川委員が選任された。 議題2について：会議録の公開について事務局から説明した。
審 議 経 過 (主な意見等を原則 として発言順に記 載し、同一内容は 一つにまとめる。)	<p>● それでは、ただ今から、「令和6年度第1回武蔵村山市行政不服審査会」を開催いたします。</p> <p>本来であれば、会長が議事を進行していただくこととなりますが、本審査会条例第4条第1項の規定に基づく会長が選任されておりませんので、引き続き、私の方で会議の進行をさせていただきます。</p> <p>まず、会議資料の確認をさせていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">～ 配布資料の確認 ～</p> <p>● 次に、委員の皆様のお紹介をさせていただきます。</p> <p>お手元の五十音順の名簿によりお名前をお呼びいたしますので、大変恐縮ですが、お一人ずつ自己紹介をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">～ 委員挨拶 ～</p> <p>● 次に、事務局の職員のお紹介をさせていただきます。</p>
● 事務局 ◎ 会長 ○ 委員	

～ 職員挨拶 ～

- 本審査会の事務局は、以上3名で対応させていただきますのでどうぞよろしく願いいたします。

それでは、お手元に配布いたしました会議次第により、進行させていただきます。

項番2報告事項(1)「行政不服審査制度（審査請求）における事務の流れについて」御説明をいたします。

簡単ではありますが、全体の概略を確認させていただきたいと思えます。

まず、資料1「武蔵村山市行政不服審査会条例」を御覧ください。

本条例は、当該審査会の組織及び運営について必要な事項を定めたものでございます。主な規定のみ御説明いたします。

本審査会は、武蔵村山市行政不服審査会条例第1条の規定により、行政不服審査法の規定に基づき、市長の附属機関として設置する第三者機関でございます。

所掌事項といたしましては、行政不服審査法の規定により、審査請求があった場合の当該審査請求の諮問について調査審議し、答申を行うものでございます。

第3条を御覧ください。「委員」に関して規定をする第3条のうち、第2項では「委員の任期」について2年と規定しておりますので、委員の皆様におかれましては、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの任期とさせていただいております。

また、同条第4項ですが、「委員の守秘義務」について規定をしています。これは、当該審査会委員は、非常勤の特別職の地方公務員であることから、地方公務員法に規定する一般職の地方公務員を対象にした守秘義務の適用を受けないため、地方公務員法と同様に規定しております。

なお、当該守秘義務に違反した場合には、資料の裏面2ページの第8条に規定をしたとおり、行政不服審査法の規定同様に、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることを規定しております。

次に、1 ページの一番下の第 6 条では、「審議手続の非公開」を規定していますが、これは、審議の過程で、審査請求人の氏名等を公開することがプライバシーの侵害に当たるため、審査会の行う審査請求に係る審議の手続は、非公開としたものでございます。

さらに、2 ページの一番下の附則第 2 項では、「費用弁償」について規定しており、行政不服審査会会長におかれましては日額 11,500 円を、委員は日額 11,000 円を支給させていただいております。

以上が武蔵村山市行政不服審査会条例の主な規定の御説明となります。

- 次に、具体的な審査・事務処理の流れについて御説明いたします。資料 2 「行政不服審査制度（審査請求）における事務の流れ」を御覧ください。「行政不服審査会等への諮問の手続」ですが、例を挙げて御説明いたします。

本市収納課が税の滞納者に対して、差押処分を行います。これが、①原処分となります。②その処分に対して審査請求人により審査請求が、審査庁（この場合は文書法制課）になされます。③審査庁が職員課を通じて、審理員を指名します。④指名された審理員による審理が行われた後、⑤審理員が審査庁に「審理員意見書」を提出します。その意見書により、審査庁が本審査会に諮問すべきか否かの検討を行います。諮問を要すると判断した場合に、⑥審査庁は、審査会に対し、諮問書、審理員意見書、事件記録の写し等を提出します。本審査会の補助部署であります総務契約課は事務局として、諮問書の受付を行い、審議が開始されることとなります。審査会において答申書を確定した後に、答申書を審査庁に送付します。そして、⑦審査庁により、審査請求人に裁決書を送付します。

- 次に、資料 3 「審査の進め方」を御覧ください。ここでは審査会における審議の手続の進行方法を例示しております。審査会では、まず、審議に向けた準備として、事務局により、諮問書を収受した後、添付書類等に基づく審議資料を作成し、また、審査関係人に対し、主張書面等を提出する際の期限等を連

絡し、提出を受けます。

第1回の審査会において、審議を要しない場合はその妥当性を審議し、審議を要する場合には審査関係人の主張書等を求め、確認するなどし、意見陳述やその他必要な調査の要否について審議します。さらに、審査庁から提出された審理員意見書、諮問説明書、添付資料などを踏まえ、論点や答申の方向性等の検討又は整理を行っていただきます。

審議を行っていただく上での準備として、資料は事務局で作成することとなりますが、資料作成上のポイントとして、諮問書、添付書類から、審査関係人の主張や論点を整理し、また、審理員意見書等における判断の根拠や結論等を整理し、さらに、審理員意見書等に不明な点があれば整理したものを御提示することになります。

なお、令和2年度の1事件に関しましては、行政不服審査会を2回開催し、その後、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、答申書の内容を御確認いただき、総務契約課の職員が委員の皆様のお宅を訪問し、答申の決定をいただきました。

答申を決定していただいた後に、審議記録の作成や答申書の浄書は、事務局で行います。

以上が審査の進め方についての説明でございます。

御質問等、ございますか。

～ 質問なし ～

- 続きまして、項番3議題(1)「武蔵村山市行政不服審査会会長の互選及び職務代理者の指名について」を御協議いただきたいと存じます。

資料1の武蔵村山市行政不服審査会条例を御覧ください。

条例第4条第1項において、審査会の会長は委員の互選により選任すること、また、同条第3項において会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することが規定されています。

それでは、会長の互選を行いたいと存じますが、一旦休憩を取らせていただきます。

～ 休憩 ～

- それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
会長の互選につきまして、何か御意見はございますか。
- 引き続き、加園委員にお願いしたい。
- 会長について、委員の皆様から加園委員にお願いしたいという
ことでしたが、これに御異議ございませんか。

～ 異議なし ～

それでは、会長は加園委員にお願いしたいと思います。
会長におかれましては、席の御移動をお願いいたします。

続いて、職務代理者についてですが、加園会長により職務代
理者の指名をお願いしたいと思います。

- ◎ 引き続き、小川委員にお願いしたいと思っております。
- ただ今、会長から、小川委員を御指名いただきましたが、皆
様、これに御異議ございませんか。
- 異議なし。
- 職務代理者には小川和男委員が指名されました。
それでは、これからの議事進行につきましては、会長にお願
いしたいと存じます。

～ 会長 挨拶 ～

- ◎ 職務代理者に指名されました小川委員から御挨拶をいただき
たいと存じます。よろしくお願いたします。

	<p style="text-align: center;">～ 職務代理者 挨拶 ～</p> <p>◎ それでは、議題(2)その他について、事務局から説明を求めます。</p> <p>● 会議の公開の可否につきましては、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針に基づき、附属機関の長が会議に諮って決定することとなっております。非公開情報以外の情報の審議については、公開するものとなりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>◎ 以上をもちまして本日の議事はすべて終了いたしました。 これで、令和6年度第1回行政不服審査会を終了いたします。本日は、大変お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">－ 以 上 －</p>
--	--

<p>会議の公開・ 非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>公開 <input type="checkbox"/>一部公開 <input type="checkbox"/>非公開 ※一部公開又は非公開とした理由</p> <p style="text-align: right;">傍聴者： <u> 0 </u> 人</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>
-------------------------	---

<p>会議録の開示・ 非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>開示 <input type="checkbox"/>一部開示(根拠法令等：) <input type="checkbox"/>非開示(根拠法令等：)</p>
--------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>総務部総務契約課(内線：324)</p>
--------------	-------------------------

(日本産業規格A列4番)